

# 税理士会提携短期貸付保証制度

## 税理士会提携短期貸付保証制度 とは

南九州税理士会宮崎県連合会の会員である税理士または税理士法人の「推薦書」を添付していただくことで、一括返済方式の短期資金を一定期間(最高5年間)継続利用できる保証制度です。

## ご利用いただける方(資格要件)

次の全ての要件を満たす方

- 1回以上の確定申告を行っていること
- 顧問税理士または顧問税理士法人が月次管理を行い、申込時に「推薦書」、継続申込時に「決算概要報告書(更新用)」のご提出ができること
- 申込時において金融機関の借入返済が延滞をしておらず、返済緩和を受けていないこと

## 制度の概要

○保証限度額:1,000万円

(CRDの保証料率区分が第4区分から第9区分であること。個人の場合は貸借対照表を有していること)

なお、300万円以内はCRD要件なし。

但し、金額にかかわらず直近申告書における平均月商の3倍以内であること。

○保証料率:通常の保証料率から0.10%割引

○保証割合:責任共有制度対象

○保証取扱期間:平成32年(令和2年)3月31日まで

○その他:(1)継続申込時に保証限度額要件が無い場合は、顧問税理士、取扱金融機関及び宮崎県信用保証協会による今後の改善に向けた協議を行うこととします。

(2)継続申込時に2期連続して保証限度額要件が無くなった場合は、顧問税理士あるいは宮崎県信用保証協会による専門家派遣制度等により「経営改善計画書」の作成が必要です。

制度等に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

宮崎県信用保証協会 業務部 業務統括課

TEL 0985-24-8253